

阻害する「諸刃の刃」ともなる。「毅然たる指導」を謳うより前に、私たちは、それを必要としない資質豊かな教師を作り出す方策をこそ、真に緊急の課題とすべきではなかるうか。名匠の下に名匠は育つ。いたずらに体罰基準を改正して安易な権力的教師を生み出す前に、まずは名匠を育てるべく、真に指導力のある教師を育てる専門性豊かな研修制度を打ち立て、そこで成った名匠の指導下に鍛錬する副担任制度を設ける等、教師の指導力を育成する具体的方策は他に幾らでもあるだろう。

（「教育時評」『琅』2011年）

## 六、教育とは何か、保護とは何か

メール冤罪事件に因んで、家庭裁判所を叱る

他人のパソコンに侵入して所有者になりすまし、そこから殺人・爆破の予告など尋常ならざるメールを発信する事件で、4人もの無実の人が逮捕された。しかも、逮捕された人の中には、当初は容疑を否認していたのに、引き続き勾留の中で自白までさせられた人もいる。慄然たる事件である。

だが、ここで私が最も驚いたのは、多分、事件を憂慮し怒りを覚える方々と視点を違える

と思われるが、犯人として送られてきた未成年の大学生に「有罪」をも意味する「保護観察」処分を下し、少年の人格と人権を著しく侵害した家庭裁判所の有り様である。白白に誘導するための脅しや強要を常とする警察などの捜査機関の態様は、今に始まったことではない。しかし、犯罪少年の保護・育成を標榜する家庭裁判所が、無実の少年の人権を守れず、「保護観察」処分を下したことは、いかにも無念である。

家庭裁判所の使命は、明日を担う少年たちの、その人格のよりよき発展を期して、彼らが犯した罪を憎まず、罰をも許して、彼らの教育・保護に徹するところにある。それ故、誰が見ても許されまじき凶悪大罪を犯した者さえ、世間や被害者側の感情を抑えて、その教育可能性にかけて刑罰を避け、「保護処分」に徹することが許されてきた。

その家庭裁判所が今回、本来最も守られるべき冤罪少年の人権と人格を守れなかったのは、一体いかなることか。家庭裁判所が常日頃から、真に少年の人格に真向かい、その深奥に迫って、刑罰が保護か、葛藤の末に処分を決定していたなら、当初無実を主張していた少年の心底にも届き、冤罪を晴らす道筋を見出すことも決して難しくはなかったはずである。

私は、元家裁調査官でありながら、時に極端な保護主義に走って社会感情、とりわけ被害者感情を全く斟酌しないかのごとき家庭裁判所の決定を、幾度も批判してきた。「少年保護」という錦の御旗に隠れ、少年の「事件と人格」の実相により深く迫ることなく、安易に保護処分に傾く体質が垣間見えていたからである。

皮肉なことに、此度の冤罪少年に対する安易な処分もまた、その延長線上にあると言って過言ではない。実相に迫ろうとしない姿勢が、錦の御旗に基づく「保護観察」なる「有罪決定」を招き、結局、その人格と人権を救済・保護するどころか、その蹂躪の完結をなしてしまつた。これはまた、昨今世間を震撼させている、いじめ事件の被害者が自死に追い込まれる過程に責任を持たず、むしろその完結を全うさせているかに見える学校・教師の姿と、悲しくも重なる。

教育とは何か、保護とは何か。学校・教師はいざ知らず、少年の人権と人格を保護し育成する最後の砦である家庭裁判所には、その専門性と有り様に基づき、深甚なる内省と反省を促したい。

（「私の視点」朝日新聞二〇一三年11・23）

【備考】紙上でのタイトルは メール冤罪事件 「実相見ない家裁は猛省を」となっている。

## 七、麻薬的体罰教育から脱しよう！

教育・指導の世界における体罰、常に古くて新しい話題である。このたび、オリンピックク